次に、発行開始時期が無回答の医療機関を除いた場合において、累積発行割合についてみると、保険医療機関全体では平成 18 年（2006 年）4 月の診療報酬改定による発行義務化の前後で、31.1%から 63.4%へと変化している。さらに、猶予期間が終了した平成 18 年(2006 年）10 月前後についてみると、74.5%から 100.0%へと変化している。

図表 15　累積発行割合

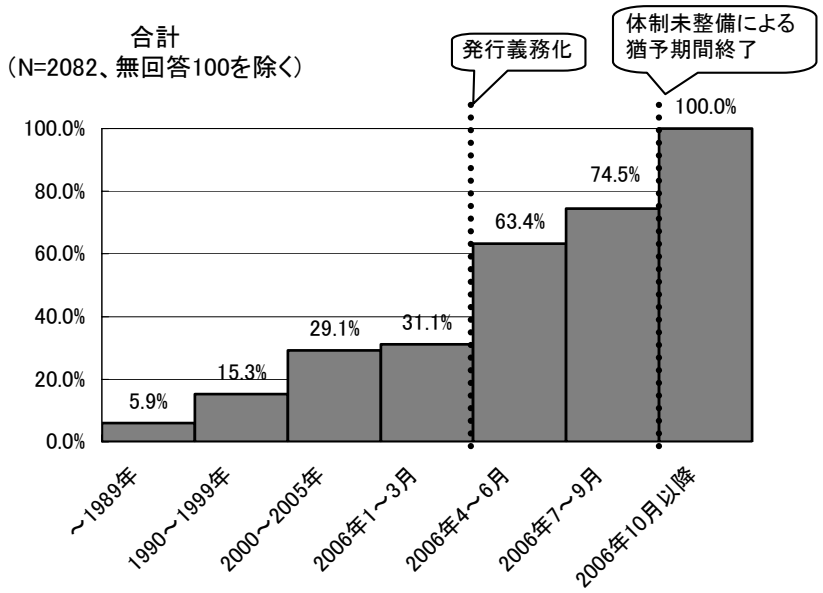

さらに、医療機関種別にみると、発行開始時期について無回答の医療機関を除いた結果は以下のとおりとなっている。

病院においては、比較的早い段階から領収証を発行していることが分かる。歯科診療所においては、猶予期間が終了する平成 18 年（2006 年）10 月を境に、発行割合が 2 倍となっている。保険薬局においては、診療報酬改定が行われ、発行が義務化された平成 18 年（2006 年）4 月を境に発行割合が急増している。
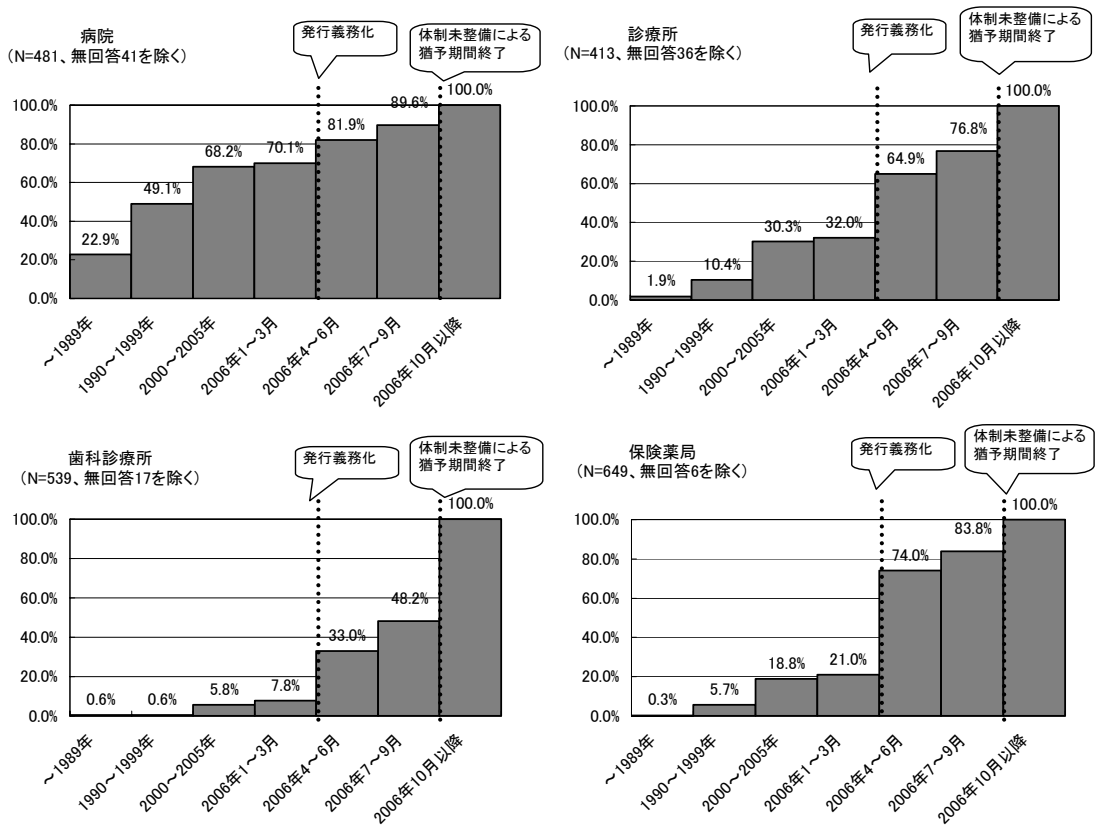
図表 16　累積発行割合（医療機関種別）